

## 修学生医師の臨床研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

### 【概要】

修学生医師の臨床研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた臨床研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

#### <判断の観点（例）>

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・初期研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

### 【対象期間】

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月末

### 【今回意見を聞く案件】

申請病院	臨床研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関	県外研修を行う期間
株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院 臨床研修プログラム	東京医科歯科大学病院	1～2か月
茨城県立中央病院	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA	自治医科大学附属病院 沖縄県立宮古病院	1か月 2か月

## 臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

### 別表 1 地域医療医師修学資金（地域枠）

平成 29 年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続 6 月以上で通算 12 月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→ 12 月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2 月以下	→ 医師不足地域外勤務期間として算入
		2 月超	→ 猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月以下	→ (1) + (2) の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月超	→ (1) の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2) の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月超	→ (1) の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2) の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院等へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※ 1 月 30 日換算 (1 月未満端数切り捨て)

## 別表2 医師修学資金

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 県外大学病院にマッチング  又は 2 特定地域外にマッチング	臨床研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合		→2年間猶予
	臨床研修期間のうち、連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合		→12月義務算入
3 特定地域内にマッチング	臨床研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合		→2年義務算入
	(1) 県内特定地域外に派遣される場合  (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1) + (2)の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算4月超	→(1) + (2)の期間を猶予期間に算入

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和5年2月24日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県ひたちなか市石川町20番1  
医療機関名 株式会社日立製作所  
ひたちなか総合病院  
代表者名 院長 吉井 慎一

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院 臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	山内 孝義	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒113-8519 東京都文京区湯島 1-5-45 電話 03-3813-6111
	名称	東京医科歯科大学病院
県外研修を行う期間	1～2カ月間/人	
県外研修の目的	初期研修期間を利用し、短期間県外の先進的医療を経験させることで視野を広げ、将来における地域医療の発展・質向上に繋げていくため。	
県外研修の内容	2023年度 集中治療科(2カ月) 1名(吉田淳) 放射線診断科(1カ月) 1名(小林大輝) 精神科(1カ月) 1名(亀山嘉志人)	

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和5年3月8日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県笠間市鯉淵6528  
医療機関名 茨城県立中央病院  
代表者名 病院長 島 居 徹

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA	
研修責任者氏名	医療教育局長兼循環器統括局長 鈴木 保之	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒329-0431 栃木県下野市薬師寺3311-1 電話 0285(44)2111
	名称	自治医科大学附属病院 (麻酔科, 集中治療科, 形成外科)
県外研修を行う期間	集中治療科(1月)1名 形成外科(1月)及び麻酔科(1月)1名	
県外研修の目的	<p>麻酔科においては、国内最大規模の手術部門を擁しコロナ禍においても7千件を超える豊富な手術数、特に、心臓血管手術を代表とする重症合併症を持つ患者の手術を多く実施している環境下で、高度麻酔から一般的な麻酔まで多様かつ多くの麻酔を経験すること。</p> <p>集中治療科においては、呼吸管理、血液浄化を含む循環管理や代謝・栄養管理、感染管理等、集中治療に求められる全ての処置について、集中治療専門医から直接、指導を受けて研鑽すること。</p> <p>形成外科においては、各部位の解剖の理解を深め、特にプライマリケアに必須とされる代表的な創傷の診断と対処法及び縫合処置の手技を高いレベルで身に付け、更には難治性の慢性皮膚潰瘍の病理や治療法を学ぶこと。</p>	
県外研修の内容	<p>麻酔科においては、呼吸循環管理の基礎を学ぶ。連日、手術麻酔を担当し、1月において全身麻酔管理を20例以上、脊髄・くも膜下麻酔3例以上を経験する。</p> <p>集中治療科においては、患者を選定し重症度を判定のうえICU収容の適否を判断できるよう、また、単一臓器のみを対象にしない横断的・総合的な全身管理を基本とした医療を実践できるよう、集中治療専門医から直に学ぶ機会を得て対処法を身に付ける。</p> <p>形成外科については、外来、術前術後管理を含む入院、全身麻酔手術、局所麻酔手術、救急対応及びその補助において、指導医から診断や治療に関する知識や技術を学ぶ。</p>	

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和5年3月8日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県笠間市鯉淵6528  
医療機関名 茨城県立中央病院  
代表者名 病院長 島 居 徹

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA	
研修責任者氏名	医療教育局長兼循環器統括局長 鈴木 保之	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里427-1 電話 0980(72)3151
	名称	沖縄県立宮古病院 (地域医療)
県外研修を行う期間	2月	
県外研修の目的	<p>新制度下の地域医療研修(必修科目)では、一般外来研修、在宅医療の経験、病棟研修を実施する場合には慢性期又は回復期病棟で行うことのほか、地域包括ケアの十分な学びが求められている。宮古島市のような狭い医療圏において自己完結型医療を経験できる機会は、大変、貴重であり、本来の地域医療研修の実施に相応しいと言える。</p> <p>また、臨床研修を修了した修学生医師は、専門研修以降の時期においても医師不足地域やへき地の医療に関わる機会があり、その際に、地域医療研修の経験を活かし、必ずや医師偏在による医療格差の是正に寄与できるものとする。</p>	
県外研修の内容	<p>2ヶ月間の地域医療研修において「離島の救急医療」という貴重な経験のほか、地域の保健・介護施設との連携を強く意識した地域包括ケアを実体験しながら深く学ぶ。</p> <p>また、専門診療科への診療依頼や大学病院等の高度医療を提供する病院への転院搬送が容易く叶わない状況下において、離島の医師らがどのように患者及びその家族に寄り添っているのかを知ること、地域医療の本質を学ぶ。</p>	